宮崎県海面養殖の取扱方針

令和８年２月 25 日
農政水産部水産局水産政策課

本県における養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置については、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号。以下「法」という。）及びその他の関係法令に定めるところによるほか、この方針に定めるところによる。

第１　養殖指導指針

１　漁場の利用

区画漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は、当該区画漁業権内の養殖漁場（以下「漁場」という。）の過度の使用を避けるため、次の事項による漁場の類型化に伴う養殖生け簀の設置面積を漁業権行使規則に規定し、また、放養量を漁場改善計画に規定し、適正な漁場の管理を行うこと。

(1) 環境評価による漁場の類型化

漁場の環境評価は、県水産試験場が策定した数量化Ⅱ類による環境評価法に基づく。評価（類型）は３段階とし、底質の化学的酸素要求量（COD）及び酸揮発性硫化物量（AVS）を基に漁場の環境を評価する。各評価の化学的酸素要求量及び酸揮発性硫化物量の目安はおおむね次のとおりである。

評価 （類型）	底質（泥）の化学的酸素要求量 COD(mg/g 乾泥)	底質（泥）の酸揮発性硫化物量 AVS(mg/g 乾泥)
A	4.10 未満	0.175 未満
B	4.10 以上 12.52 未満	
C	12.52 以上	0.175 以上

(2) 漁場における養殖生け簀の設置面積と放養量

養殖生け簀の設置面積と放養量については、漁場の類型区分により次の基準値以下とすること。

漁場類型	生け簀の設置面積	放養量基準値※
A型漁場	区画面積の 10 分の１	10kg/㎥
B型　〃	〃　　15 分の１	
C型　〃	〃　　20 分の１	６kg/㎥

※ 放養量はブリ類を基準とする。また、マダイの放養量の基準値は、ブリ類の基準値に次の係数を乗じたものとする。

マダイ２年魚･･･1.15、マダイ３年魚･･･1.37

なお、生け簀の設置面積が区画面積比に満たない場合は、面積比に応じた放養量基準値を設定することができる。その係数は、区画面積を生け簀設置面積で除し、区画面積比を乗じた値とし、放養量に乗じた値を放養量基準値とする。なお、この場合、係数は２以下とする。

事例	区画面積 2,000 ㎡で、生け簀設置面積が 100 ㎡のＡ型漁場の場合 係数＝2,000 ㎡÷100 ㎡×1/10＝2 設定できる放養量基準値＝10kg/㎥×2＝20kg/㎥

放養量が基準値に満たない場合も、同様に生け簀の設置面積を設定することができる。ただし、第１の１の(3)について留意すること。

事例	区画面積 2,000 ㎡で、放養量が 4kg/㎥のＡ型漁場の場合 係数＝10kg/㎥÷4kg/㎥＝2.5 ※係数の計算結果が 2 を超えるため、係数は 2 として設置面積を設定。 設定できる生け簀の設置面積＝2,000 ㎡×1/10×2＝400 ㎡

(3) 漁場における養殖生け簀の配置

養殖生け簀の配置については、海水交換を阻害しないように配列及び間隔等に十分配慮すること。

2　漁場の環境管理

漁業権者は、養殖に適した漁場環境を維持するため、へい死魚等の不法投棄や網洗浄時に発生する付着生物等残滓の海上投棄等の外的要因による漁場の環境悪化を防止するとともに、過密養殖等による自家汚染を防止するよう次の事項に十分留意し、当該区画漁業権を行使する者（以下「養殖業者」という。）を指導すること。

(1) 漁場の環境目標基準

水質の溶存酸素量 DO(mg/l)	底質（泥）の酸揮発性硫化物量 AVS(mg/g 乾泥)	底生生物の有無	養殖水産動植物の状況
5.7 以上	0.17 以下	生け簀等の養殖施設直下の海底において、ゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物が生息している	条件性病原体(連鎖球菌及び白点虫)による年間の累積死亡率が増加傾向にない

(2) 漁場の環境監視体制の確立

養殖に適した漁場の環境を維持するとともに、酸素欠乏、赤潮及び疾病による被害を防止するため、漁場の監視と観測体制を整備し、次のとおり漁場の調査を行うこと。

なお、必要に応じて、県水産試験場、管轄する農林振興局、市町村等の協力を得ること。

	調査項目	調査回数	調査地点	調査水深
漁業権者	水温	11～３月は毎月１回、４～10 月は毎月２回	漁場内の特定の調査点	表層、-3m、底層
	溶存酸素量			
	透明度			－
	比重			表層、-3m、底層
	水色			－
	酸揮発性硫化物量	四半期毎に１回		海底
	底生生物			

養殖業者	水温	操業時	各自の養殖生け簀	表層、測定可能な水深
	溶存酸素量			
	その他			

(3) 養殖業の実態把握

毎年９月に、養殖業者毎の生け簀の規模、魚種別年齢別収容尾数を把握すること。

なお、必要に応じて、一般財団法人宮崎県水産振興協会、県水産試験場、管轄する農林振興局、市町村等の協力を得ること。

３　養殖管理

漁業権者及び養殖業者は、健康な養殖魚を生産するため、適正な飼育管理を行うとともに漁場の環境悪化を防止すること。

(1) 養殖日誌の記帳

健全な飼育管理と経営の安定化を図るため、養殖日誌を記帳すること。なお、養殖日誌には、漁場の所在地(免許番号)、養殖水産動植物を水揚げした年月日、種苗の種類(天然種苗又は人工種苗の別)、種苗が漁獲された年月日(天然の場合)、給餌した飼料の名称及び飼料の製造業者名、生け簀別飼育尾数、平均魚体重、日別へい死尾数、餌の種類と給餌量、投薬時の薬の種類と投薬量、休薬期間経過後の水揚げできる年月日、発病時の病名、天候、気温、水温、海況、使用した漁網防汚剤の名称を記帳し、提示が求められた場合には提出できるよう管理しておくこと。（養殖日誌の具体的な例については、別紙１「生産履歴」のとおり。）

(2) 飼餌料の種類等の制限

漁場への有機物負荷を低減するため、生餌単独の給餌は避け、モイストペレットや固形配合飼料の使用を促進するとともに、過剰な給餌は行わないこと。また、鮮度の低下した飼餌料は使用しない等、栄養状態の良好な飼餌料を使用すること。

(3) 健全種苗の導入

飼育経過が明らかで健全な種苗の確保に努めること。

(4) 飼育施設の管理

良好な飼育施設を維持するため、生け簀の配列の整理や空き生け簀の早期撤去、定期的な網替えを励行すること。なお、網から除去された付着物は関係法令を遵守し適正に処理すること。

４　養殖水産動植物の疾病対策

漁業権者及び養殖業者は、養殖水産動植物の疾病発生予防及びまん延防止の対策を行うこと。

(1) 疾病の発生予防

当該漁場のほか、周辺漁場の疾病発生状況も注視し、生け簀等の消毒を励行すること。また、適正な放養量及び飼育管理を遵守するとともに、ワクチン投与等による予防対策を講じること。

(2) 疾病のまん延防止

病魚及びへい死魚の早期発見・取り上げを行うとともに、検査機関へ依頼して原因を解明し、効果的な対応を行うこと。なお、取り上げたへい死魚等は焼却等の適正な処分を行うこと。

投薬による対応を行う場合は、専門機関に相談の上、投薬量を抑制するために、統一的かつ計画的に投薬を行うとともに、薬剤耐性菌の出現を抑えるために、疾病原因細菌の薬剤感受性を把握した上で適正な投薬量・投薬期間で実施すること。更に、定められた休薬期間を遵守すること。

第２　漁場改善計画認定基準

１　計画の名称

漁場改善計画（以下「計画」という。）の名称は、法による「漁場改善計画」のほかに、漁場を養殖水産動植物の生産に適した状態に回復又は維持するための趣旨であれば、「漁場利用計画」などを用いることができる。

２　計画の内容

計画には、次に掲げる事項を記載する。なお、計画の具体的な例については、別紙２「漁場改善計画例」のとおりとする。

① 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類
② 漁場の改善又は維持の目標
③ 漁場の改善又は維持を図るための措置及び実施時期
④ 漁場の改善又は維持を図るために必要な施設及び体制の整備
⑤ その他関係法令で定める事項
⑥ 計画を変更する場合の手続き
⑦ その他必要な事項

３　計画の実施期間

計画の実施期間は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 75 条に規定する当該区画漁業権の存続期間内とする。

４　適正養殖可能数量の設定

計画を作成しようとする漁業権者は、漁場に投入する養殖種苗の１年あたりの上限数量（以下「適正養殖可能数量」という。）の設定に努めるものとし、その設定方法は、別紙３「海面養殖における適正養殖可能数量の設定方法」によるものとする。

５　計画の申請

法第４条第１項の規定により計画の認定を受けようとする漁業権者は、総会（総代会を含む）又は理事会で当該計画を決議の上、漁場改善計画承認申請書（様式第１号）に持続的養殖生産確保法施行規則第３条第１項に規定する書類のほか、総会（総代会を含む）又は理事会の議事録の抄本を添え、知事に申請するものとする。

６　認定書の交付等

知事は、第２の５による申請を受理した場合に、当該申請の内容が第１の規定及び持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針（平成 11 年 8 月 30 日農林水産省告示第 1122 号）に適合し、適切であると認めるときは、これを認定し、申請者に対し認定書（様式第２号）を交付するとともに、農林水産大臣及び宮崎県資源管理協議会に通知する。

7　計画の変更等

第２の６による認定を受けた計画の内容を変更しようとするときは、漁場改善計画変更認定申請書（様式第３号）により知事の認定を受けなければならない。知事は、第２の６の規定に準じて内容を審査し、適当と認めるときは申請者に対し、漁場改善計画変更認定書（様式第４号）を交付するとともに、農林水産大臣に通知する。

8　認定の取消し

知事は、漁業権者が第２の６又は第２の７により認定した計画に従って漁場の改善を行っていないと認めるときは、漁業権者に対し認定取消書（様式第５号）を交付するとともに、農林水産大臣に通知する。

9　計画の報告等

第２の６又は第２の７による認定を受けた漁業権者は、計画に参加する養殖業者に対して内容を周知する。

10　指導及び助言

知事は、必要があると認めるときは、法第 15 条の規定に基づき、第２の６又は第２の７による認定を受けた漁業権者又は計画に参加する養殖業者に対し、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

附　則

1　この方針は、令和８年２月 25 日から施行する。

2　宮崎県海面魚類養殖指導指針（昭和 58 年１月定め）、宮崎県漁場改善計画認定事務取扱要領（平成 20 年５月 19 日定め）及び漁場改善計画策定に係る指導方針（平成 20 年５月 19 日定め）は廃止する。

様式第１号（第２の５関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

宮崎県知事　殿

住　　所
名称及び代表者氏名

漁場改善計画認定申請書

漁場改善計画について持続的養殖生産確保法第４条第１項の認定を受けたいので、下記の書面を添えて申請します。

記

１　漁場改善計画

２　漁場改善計画に参加している養殖業者等の氏名（法人又は養殖業を営む団体においては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

３　総会（総代会を含む）又は理事会の議事録抄本

様式第２号（第２の６関係）

漁場改善計画認定書

文　書　番　号
年　　月　　日

殿

宮　崎　県　知　事

年　　月　　日付けで認定申請のあった漁場改善計画については、持続的養殖生産確保法第４条第１項の規定により、認定したので通知する。

様式第３号（第２の７関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

宮崎県知事　殿

住　　所
名称及び代表者氏名

漁場改善計画変更認定申請書

漁場改善計画について持続的養殖生産確保法第５条第１項の変更の認定を受けたいので、下記の書面を添えて申請します。

記

１　漁場改善計画

２　新旧対照表

３　総会（総代会を含む）又は理事会の議事録抄本

様式第４号（第２の７関係）

漁場改善計画変更認定書

文　書　番　号
年　　月　　日

殿

宮　崎　県　知　事

年　　月　　日付けで認定申請のあった漁場改善計画の変更については、持続的養殖生産確保法第５条第１項の規定により、認定したので通知する。

様式第５号（第２の８関係）

漁場改善計画認定取消書

文　書　番　号
年　　月　　日

殿

宮　崎　県　知　事

　　年　　月　　日付けで認定した認定漁場改善計画については、下記の理由により持続的養殖生産確保法第５条第２項の規定に該当すると認めることから、認定を取り消すこととしたので通知する。

取消しの理由
　○○○

漁場改善計画参加者名簿

養殖業者 氏　名	住　所	養殖水産物	資源管理・漁業経営安定対策の支援措置の利用状況

《計画作成者》

○○漁業協同組合

宮崎県○○市（○○郡○○町）○○番地

別紙1ー1　生産履歴（魚類）

提出年月日	
法人名	
代表者名	
魚種	
養殖場所	
生け簀規模	
生け簀の種	
放養密度	

※生け簀毎に記載、漁場図を添付

○月	活込尾数						出荷（中間種苗の出荷を含む。）						斃死		逃避	在地	ワクチン使用履歴	薬品使用履歴		餌飼料使用履歴			備考
	天然種苗			人工種苗			天然由来			人工由来			天然由来	人工由来	尾数	尾数	ワクチン名	薬品投与の有無	薬剤使用記録	生餌		配合飼料	
	尾数	仕入れ先	飼育地区	尾数	仕入れ先	飼育地区	尾数	重量	平均重量	尾数	重量	平均重量	尾数	尾数						使用している魚種	重量	重量	
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							
25																							
26																							
27																							
28																							
29																							
30																							
31																							

別紙１－２　生産履歴（貝類）

提出年月日	
法人名	
代表者名	
対象種	
養殖場所	
施設規模	
施設の種類	
放養密度	

※養殖施設毎に記載、漁場図を添付

○月	出荷数量	在庫数量	斃死		逃避	病気対策			餌飼料使用履歴（注）			備考
			天然由来	人工由来	個数	薬品投与の有無	薬剤使用記録	その他（掃除等）	配合飼料	その他		
									重量	種類	重量	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												

注：給餌養殖の場合に記載

別紙１－３　生産履歴（藻類）

提出年月日	
法人名	
代表者名	
対象種	
養殖場所	
施設規模	
施設の種類	
放養密度	

※養殖施設毎に記載、漁場図を添付

○月	出荷数量	在庫数量	病気対策				備考
			酸処理の使用状況	薬品投与の有無	薬剤使用記録	その他（掃除等）	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

別紙２（第２の２関係）

○○漁業協同組合○○漁業協同組合
漁場改善計画（漁場利用計画）（例）

○○漁業協同組合及び○○漁業協同組合は、持続的養殖生産確保法第４条に基づき、この計画を作成し、各漁業協同組合とその構成員は、この計画内容を的確に履行するものとする。なお、本計画は、その進捗状況を見つつ、必要に応じ見直すこととする。

１．対象となる水域及び養殖水産動植物の種類

（１）水域

宮崎県○○市○○町地先に位置する区画漁業権第○号

（２）養殖水産動植物の種類

ブリ類、マダイ、○○○○、○○○○、○○○○

２．養殖漁場の改善（維持）の目標

以下の表に掲げる基準を満たすことを目標とする。

指　標		基　準
水質	溶存酸素量（ＤＯ）	○mg/l を上回っていること
底質	酸揮発性硫化物量（ＡＶＳ）	○mg/g 乾泥を下回っていること
	底生生物の有無	生け簀等の養殖施設直下の海底において、ゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物が生息していること
飼育生物	条件性病原体（連鎖球菌症及び白点病）による死亡率の変化	累積死亡率が増加傾向にないこと

３．養殖漁場の改善（維持）を図るための措置及び実施時期

養殖漁場の改善（維持）のために各養殖業者が実施し、又は遵守すべき措置は以下のとおりとする。

なお、これらの措置は、○年○月○日から○年○月○日まで行うこととするが、これらの措置を実施している段階で、期待された改善効果が現れず、目標達成が困難であると判断された場合には、これを見直すこととする。

（１）漁業権漁場面積当たりの養殖施設面積

指　標		基　準
水質	溶存酸素量（ＤＯ）	○mg/l を上回っていること
底質	酸揮発性硫化物量（ＡＶＳ）	○mg/g 乾泥を下回っていること
	底生生物の有無	生け簀等の養殖施設直下の海底にお

		いて、ゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物が生息していること
飼育生物	条件性病原体（連鎖球菌症及び白点病）による死亡率の変化	累積死亡率が増加傾向にないこと

（〇〇養殖）

漁場面積当たりの生簀台数は、〇m角生簀換算で〇台以内とする。

（〇〇養殖）

漁場面積当たりの養殖施設台数は、１台〇m換算で〇台以内とする。

（２）養殖密度

（〇〇養殖）

網生簀内における飼育密度は〇kg/㎥以下とする。

（〇〇養殖）

吊線の間隔は〇cm以上、１吊りは１篭とし、１篭の収容個数は〇個以下とする。

（３）適正養殖可能数量

漁場環境データ及び養殖規模から、〇〇（手法）において養殖可能な数量を推定したところ、指標ごとに以下の数量が算出された。

使用した指標	養殖可能な数量
ＣＯＤ	ハマチ　〇〇千尾 カンパチ　〇〇千尾 ・・・
硫化物量	ハマチ　〇〇千尾 カンパチ　〇〇千尾 ・・・
・・・	・・・

以下の適正養殖可能数量を上回ってはならないものとする。

・ハマチ養殖　〇〇千尾
・カンパチ養殖　〇〇千尾
・マダイ養殖　〇〇千尾
・ホタテガイ養殖　〇〇台
・真珠母貝養殖　〇〇台
・真珠養殖　〇〇台
・ノリ養殖　〇〇柵
・ワカメ養殖　〇〇本
・クルマエビ養殖　〇〇千尾
・ウニ養殖　〇〇本
・ホヤ養殖　〇〇本

（４）飼餌料の種類の制限

給餌養殖においては、生餌単独での給餌は行わず、固形配合飼料又はモイストペレットを使用する。なお、鮮度の低下した飼餌料は使用しないなど栄養状態の良好な飼餌料を使用することとする。

（５）水産用医薬品の使用

耐性菌の発生を予防する観点から、ブリ類及びマダイについては、稚魚の池入れ時にワクチンを投与することとする。

また、魚病が広くまん延するおそれがある場合には、医薬品の効果を最大限に引き出し、その使用量を抑制するとともに、耐性菌の発生を防ぐために一斉投与を行うこととする。

さらに、獣医師リストを活用して、かかりつけ獣医師を設定し、その連絡先を確保する。

（６）へい死魚の処理

へい死個体を発見した場合は、速やかに取り上げ、その考えられるへい死原因と大きさ別へい死個体数を漁業協同組合に報告するとともに、当日中に焼却処分を行う。

（７）病害が発生した場合のノリ網の処理

病害が発生した網は速やかに撤去し、病害が更にまん延しそうな気配のある場合は、一斉撤去を行う。

（８）健全種苗の導入

外部から種苗を導入する場合には、「飼育管理カード」が添付されているなどによりその種苗の健全性が証明されているものに限ることとする。また、漁場内の種苗を移動する場合にも「飼育管理カード」の添付を励行し、万一魚病が発生した場合に備え、飼育魚の履歴を明らかにしておく。

（９）養殖生産に関する記録及び保持

養殖漁場の改善措置の遵守を示すため、日々の、種苗購入記録、ワクチン使用記録、出荷記録、資材購入記録、施設設置時の作業記録その他養殖生産に関する記録及び関連する写真等をとりまとめ、〇年間、保持するものとする。

４．養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備

（１）養殖漁場の改善を図るために必要な施設

各漁業協同組合は、養殖漁場の改善及び魚病のまん延防止を図るため、以下の施設及び機器を整備する。

①　配合飼料用給餌機

②　観測機器

漁場調査を実施する上で必要なＤＯメーター、比重計、硫化物測定用検知管、採泥器、その他必要な機器

③　へい死魚等処理装置

へい死魚等を迅速に処理するための焼却炉

（２）漁場改善を推進していくための体制の整備

この漁場改善計画を円滑に、かつ、適切に実施していくために、以下のような体制を整備することとする。

①　計画推進委員会と計画推進連絡協議会の設置

各漁業協同組合において、この共同計画の適切な履行と進捗状況等を定期的に調査す

るために、漁業協同組合の組合長及び職員を含む委員で構成される計画推進委員会を組織する。計画推進委員会の構成員には、計画の対象となる養殖種を養殖する者の中から、各養殖種それぞれ１名以上が含まれていなければならない。さらに、双方の漁業協同組合の計画推進委員会メンバーで構成される計画推進連絡協議会を組織する。

なお、ノリ養殖に関しては、病害がまん延した場合に組織的に迅速な対応が可能となるよう双方の漁業協同組合の組合長及び職員を含む計画推進委員会ノリ部会（以下「ノリ部会」という。）を組織する。ノリ部会は、海況、病害の状況等を勘案し、必要に応じて随時開催する。

計画推進委員会においては、３か月に１回、漁業協同組合が中心に収集・集計したデータに基づき、計画の適切な履行が図られているか、漁場改善の進捗状況はどうかをチェックし、その結果を構成員及び相手漁業協同組合に通知する。

計画推進連絡協議会は、年２回開催し、各々の漁業協同組合における計画の履行状況及び漁場の改善状況等につき意見交換を行うとともに、取組内容の妥当性につき検討する。

なお、計画推進委員会、計画推進連絡協議会及びノリ部会は、各漁業協同組合の構成員に対し、公開とする。

②　養殖漁場及び利用状況調査の実施体制

各漁業協同組合において、漁業協同組合職員を中心に構成される調査実施体制を整備し、水域調査及び漁場利用調査を実施する。なお、年に数回は、両漁業協同組合共同でこれらの調査を行う。

③　公的機関との連絡体制

都道府県や水産試験場等の公的機関と適宜連絡を取るとともに、養殖漁場及び利用状況調査の結果、魚病の発生状況等の情報を当該公的機関に提供する。

５．その他

（１）養殖漁場及び利用状況調査

①　水域調査

水質及び底質については、別添漁場図の定点１～10 及び定点Ａ～Ｃにおいて調査を行うこととする。

（水質）

水温　　：毎月２回（12 月～３月は１回）小潮回りに定点１～10 において、表層、５ｍ層、10ｍ層、底層で測定（ノリ養殖期間中は、定点２、７、10 については、毎日 10 時に表層で測定）

溶存酸素：随時（夏季は高頻度）小潮回りに定点１～10 において表層、５ｍ層、10ｍ層、底層で測定

ＣＯＤ　：年１回、小潮回りに定点１、３、５、７、９において測定

（底質）

硫化物量：年１回、小潮回りに定点１～10 において測定

ＣＯＤ　：年１回、小潮回りに定点１、３、５、７、９において測定

底生生物：毎月１回、小潮回りに定点２、４、６、８、10 において測定

酸化還元電位: 随時（夏季は高頻度）小潮回りに定点１～10 において測定

ｐＨ　　：随時（夏季は高頻度）小潮回りに定点１～10 において測定

酸揮発性硫化物: 年１回（夏季）小潮回りに定点１～10 において測定

② 漁場利用状況調査

５月及び10月の年２回実施する（ノリ養殖については漁期開始時点）。

（養殖施設）

養殖業者ごとの養殖施設数及び規模を確認する。

（大きさ別飼育個体数）

各養殖業者から申告された数値を基に、ランダムに選択した 10 の施設につき大きさ別の飼育個体数を調査する。

③ 給餌量調査

漁業協同組合が養殖業者ごとの飼餌料種類別の販売量を月別に集計する。また、漁業協同組合以外からも飼餌料を購入している業者は、その飼餌料種類別購入量を漁業協同組合に申告し、漁業協同組合は、先の販売量の集計にこれを加算し、養殖業者ごとの飼餌料種類別全購入量を集計する。

④ 病害調査

漁業協同組合は、各養殖業者から申告された原因別へい死個体数、病害ノリ網数等を集計するとともに、月３回漁場における魚病及び病害の発生状況の目視調査を行う。

（２） ノリの酸処理の原則禁止

ノリの酸処理は禁止とする。

ただし、ノリ部会において他に適切な手段がなくやむを得ないと認められた場合には、この限りではない。なお、この場合使用する酸処理剤は全国漁業協同組合連合会及び全国海苔貝類漁業協同組合連合会の承認を受けたものとし、酸処理はノリ部会が中心となり一斉に行うこととする。また、使用済みの酸処理剤は漁業協同組合において適切に処理することとする。

（３）ホルマリン等水産医薬品以外の薬品の使用禁止

ホルマリン等水産医薬品以外の薬品やＴＢＴ等を含む漁網防汚剤については、海洋の生態系に悪影響を与える可能性を否定できず、養殖生産物の食品としての安全性に疑義を与えかねないことから、その使用を禁止する。

（４）漁業系廃棄物の適正な管理・処理等

漁業系廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理されるべきものであることに留意し、適正管理・処理、流出防止に努めることとする。

（５）漁業共済への加入

漁場の改善の措置を講じ持続的な生産体制を目指すとともに、更に養殖経営の安定を図るため、漁業共済に加入することとする。

（６）本計画の変更手続

この計画の変更に当たっては、この計画に係る漁業権行使権者の意見を聴き、認定漁業協同組合が○○県知事に対して共同で行うものとする。

《計画作成者》

○○県○○漁業協同組合

○○県○○漁業協同組合

別紙３（第２の４関係）

海面養殖における適正養殖可能数量の設定方法

持続的養殖生産確保法の運用について（平成 11 年６月２日付け 11 水推第 1133 号水産庁長官通達）の第２の２の（２）の①のイ及び宮崎県海面養殖の取扱方針（令和〇年〇月〇日付け農政水産部水産局水産政策課通知　以下、取扱方針）の第２の４の「適正養殖可能数量」については、下記のとおり定める。

記

１　適正養殖可能数量の算定方法

（１）次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号により算定される数量を上限とする。

ア　廃止前の漁場改善計画策定に係る指導方針に基づき数量を算定する場合

算定された数量

イ　直近年において測定された底質の酸揮発性硫化物量（以下「AVS」という。）が 0.17 未満の場合

現状の適正養殖可能数量に 1.2 を乗じた数量

ウ　直近年の AVS の記録がない場合

適正養殖可能数量を算定しようとする漁場の面積に、既に適正養殖可能数量を定めている漁場環境が類似した他の漁場の適正養殖可能数量を当該漁場面積で除した単位面積あたりの数量を乗じた数量

（２）（１）の規定にかかわらず、次の区分のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号により算定される数量を上限とする。

ア　直近年において測定された AVS が 0.20 以上となった場合

当該漁場で過去に設定した適正養殖可能数量のうち、現状の適正養殖可能数量を下回り、かつ AVS が 0.17 未満であった年の適正養殖可能数量

イ　直近年において測定された AVS が 0.17 以上 0.20 未満となった場合

現状の適正養殖可能数量

ウ　イの状態が２年間継続した場合

アの数量

（３）算定方法の考え方、具体的な算定手順及びその根拠が示された場合は、（１）及び（２）の規定にかかわらず、知事との協議により、数量を決定することができる。

２　魚種間の数量転換

魚種間の数量転換は、以下の算式に従い、行うものとする。

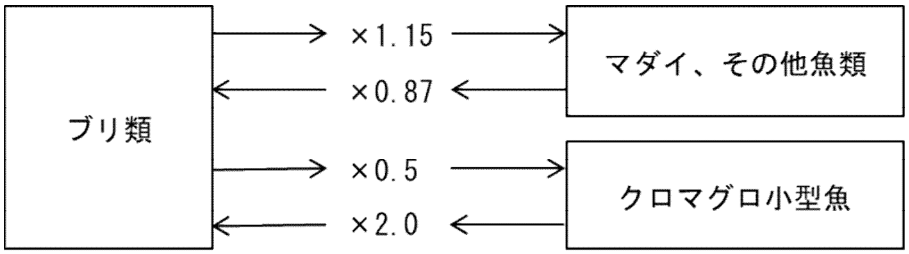

（注１）ブリ類は、ハマチ、カンパチ、ヒラマサを指す。

（注２）その他魚類は、シマアジ、マアジ、トラフグ、カワハギ、マサバ、マハタ、イシダイ、スズキ等を指す。

３　適正養殖可能数量の単位

適正養殖可能数量の設定は千尾単位とし、小数点以下は切り捨てる。